

住宅の建築・購入・リフォームにおける優待について（お知らせ）

互助会ではパナソニックホームズ株式会社と契約し、会員やその親族の皆様が新築・建替え・リフォームなどを行う際に、下記のとおり1～3%の割引を受けることができるようになりました。

記

- (1) 提携会社 パナソニックホームズ株式会社及びグループ会社
- (2) 割引対象 会員及びその親族
- (3) 割引内容

<契約種別>	<割引金額>
新築・建替え工事（戸建・賃貸住宅）	建物本体見積価格（※）の3%相当
リフォーム工事	見積金額（消費税を除く）の3%相当
建売住宅売買	販売価格（消費税を除く）の1%相当
分譲マンション売買	販売価格（消費税を除く）の1%相当

※消費税・屋外給排水工事・解体工事・造園工事・外構工事・擁壁工事・工事諸経費等の附帯工事を除く

- (4) 利用方法及び割引条件

住宅展示場などの訪問やプラン・見積書等の提出などの営業活動が行われる前に、現在の住まいや建築時期、予算などを記入した「ご紹介カード」を互助会に提出（令和2年4月1日から）していただくことが、割引を受ける条件となります。